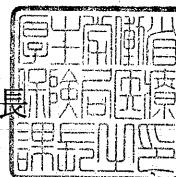


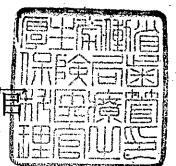
地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年12月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D014(16)中「ネフェロメトリー法」を「ネフェロメトリー法又はTIA法」に改める。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(18)を(19)とし、(17)の次に次のように加える。

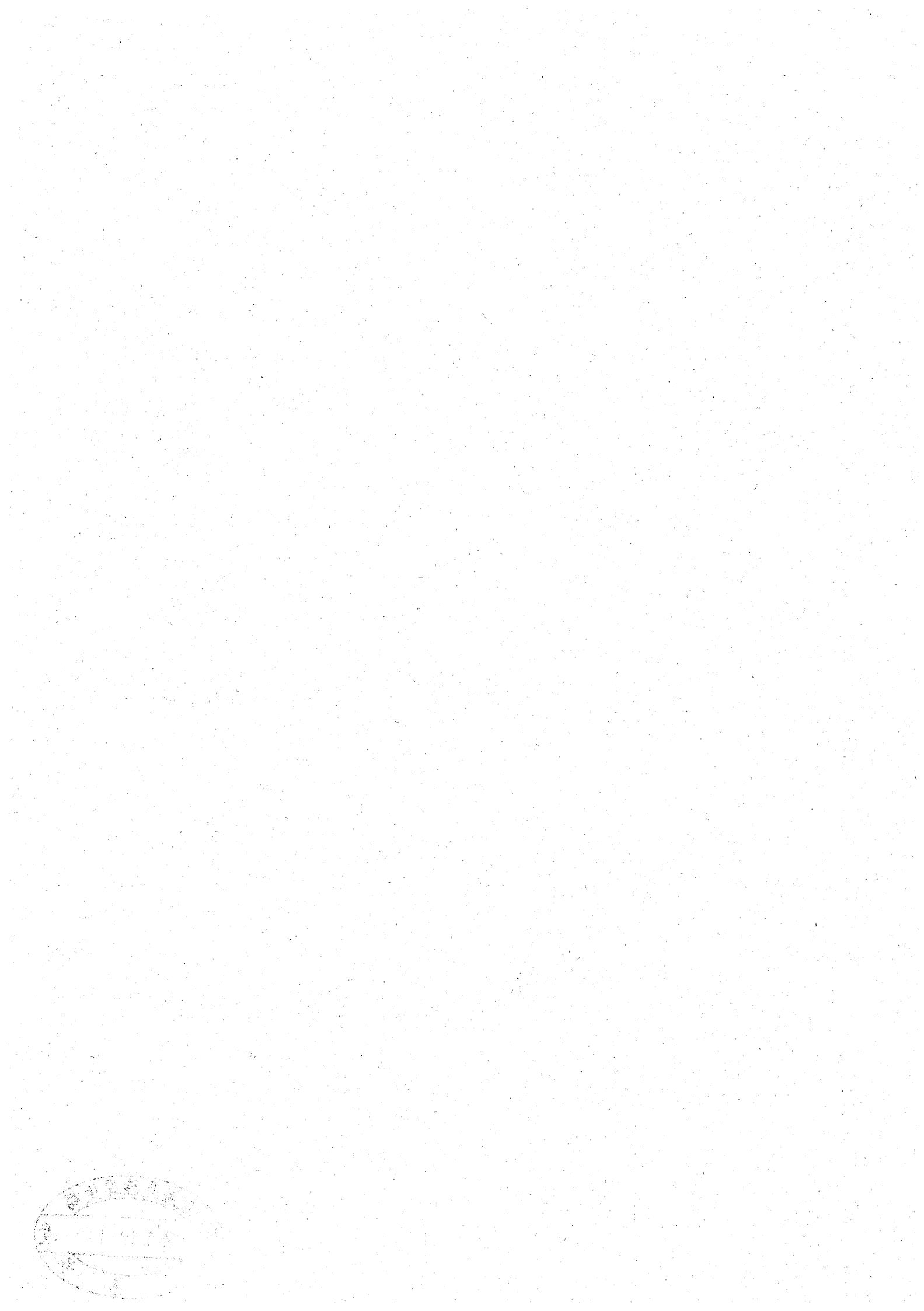
(18) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出

ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。

イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する

ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。





(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医第0305第1号)

別添1	改 正 後	現 行
第2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (16) 「23」のIgG4は、ネフェロメトリー法又はTIA法による。	医科診療報酬点数表に関する事項 別添1 第2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (16) 「23」のIgG4は、ネフェロメトリー法による。	医科診療報酬点数表に関する事項 別添1 第2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (16) 「23」のIgG4は、ネフェロメトリー法による。
D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) 略	(18) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出 ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。 イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。 ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。	D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) 略 (18) 略